

報道関係者各位

令和4年7月26日
女川町

観光宿泊者向け特典付き宿泊事業 ～COME BACK おながわキャンペーン～ を実施いたします。

女川町では、新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者が激減し、厳しい経営状況が続く観光宿泊施設等の利用促進を図り、下記により女川町内の対象宿泊施設を利用した方を対象に町内の対象加盟店で利用できるクーポン券を配布する事業を実施いたします。

記

【事業内容】 町内の対象宿泊施設を利用した方1名に対し、町内の加盟店で利用できる3,000円分のクーポン券配布。

【事業対象】 観光宿泊客の皆様 ※ビジネス及び長期・連泊利用、合宿等は対象外

【実施期間】 (1) クーポン券配布期間

令和4年8月1日から11月30日まで (4か月間)

(2) クーポン利用期間

令和4年8月1日から12月31日まで (5か月間)

【その他】 ・事業詳細については、別紙をご参照願います。

・本件は女川町の委託により、(一社)女川町観光協会が実施する事業となります。

■問合せ先

【事業内容に関するお問合せ】

一般社団法人女川町観光協会 遠藤

☎0225-53-5483

【その他のお問合せ】

女川町役場 産業振興課 観光係 清水

☎0225-54-3131 内線 681

観光誘客促進事業（事業名称：COMEBACK おながわキャンペーン）

事業概要

○目的

観光客を主客層としている宿泊施設を対象として、宿泊客に町内商店で利用できるクーポン券を特典として与えるサービスを展開することにより、誘客促進を図り、もって新型コロナウイルス感染症感染拡大対策の行動制限による観光客数の低下により売上が減少した観光宿泊事業者及び各観光関連事業者の経済回復を図る。

○支援策概要

- (1) 観光宿泊客 1 人に対し、1 回の旅行につき、3,000 円のクーポン券を配布
- (2) クーポン券については、町内の事業者にて使用できるほか、郵送のお土産（送料込み 3,000 円相当）と交換可能
- (3) 宿泊料金の割引はできない。ただし、宿泊施設での宿泊料金以外の支払いについては利用可能

○事業期間

- (1) クーポン券配布期間
令和 4 年 8 月 1 日から 11 月 30 日まで（4 か月間）
- (2) クーポン利用期間
令和 4 年 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

なお、新型コロナウイルスの感染状況や、国・県の宿泊割引の展開により、開始日の変更、期間の延長をする可能性がある。

○事業対象

- (1) 事業者（クーポン券消費先）
 - ①観光客を主客層としている宿泊事業者
（売店利用、追加料理等宿泊料金以外で利用できるもの）
 - ②町内各商店
 - ③水産加工・販売事業者

※対象については、全員に参加を依頼することせず、希望事業者のみの参加とする。

- (2) 宿泊客（クーポン券配布先）

当事業に参加する町内宿泊施設に宿泊し料金の支払いが発生する者。ただし、次の宿泊客については対象としない。

 - ①無償で宿泊できる乳幼児等
 - ②スポーツ合宿旅行及び修学旅行での利用
 - ③法人名義での領収書発行や法人カード使用等による明らかなビジネス客

○事業実施体制

- ①女川町産業振興課：事業の総括
- ②女川町観光協会：事業問合せ事務局、宿泊割引・クーポン券の精算、事業周知、クーポン券・申込書・パンフレットの製造、選べるお土産の発注手続き（※町より事業を受託）
- ③宿泊事業者：パンフレット配布、クーポン券の受付・配布、選べるお土産の受付、クーポン券の精算
- ④町内事業者：クーポン券の使用対応、クーポン券の精算
- ⑤水産加工事業者：選べるお土産の郵送